令和2年度の介護保険料について



介護保険料(令和2年度)

第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険 料基準額は、3年度ごとに見直しをします。基 準額は必要な介護サービス費や被保険者数の見 込みを基に算定しております。平成30年度から 令和2年度までの1人当たりの基準額は、年額 63,000円(月額5,250円)です。

市政ニュー

そして、本人及びその世帯員の税課状況や所 得に応じて年間の保険料が決まります。所得区 分は、表のとおり16段階となります。

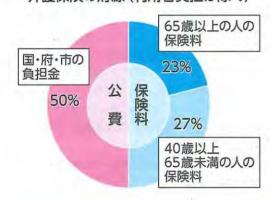
なお、低所得者(第1段階・第2段階)の介 護保険料は公費負担により軽減しています。 ※第2号被保険者(40歳~64歳の人)の保険料 は、加入している医療保険によって異なります。

介護保険料納入通知書を 6月中旬尼選份

介護保険は、公費と皆さんが納める保険料を 財源 (円グラフ) に運営されています。

6月中旬には、第1号被保険者(65歳以上の 人) に、令和2年度の介護保険料納入通知書を 送付しますので、介護が必要になったときに安 心して介護サービスを利用できるように、保険 料は必ず納めましょう。

介護保険の財源(利用者負担は除く)



介護保険料の納め方

介護保険料は、年金の受給額によって納め方 が決められています。

年金が年額18万円以上の人は、基本的に年金 から天引き(特別徴収)となりますが、年度途 中で65歳になった人や、本市へ転入した人など は一時的に市から送付される納付書や口座振替 で納入(普通徴収)となります。

圖高齡介護課介護給付係(☎983-1328)

| | 区 分 | 負担割合 | 年額保険料 |
|-------|--|----------|----------|
| 第1段階 | ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金(表下の■)の受給者で世帯全員が市民税非課税の人 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額(同2) +公的年金等収入額(同3)が80万円以下の人 | 基準額×0.30 | 18,900円 |
| 第2段階 | 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所 得金額+公的年金等収入額が80万円を超え120万 円以下の人 | 基準額×0.50 | 31,500円 |
| 第3段階 | 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等収入額が120万円を超える人 | 基準額×0.70 | 44,100円 |
| 第4段階 | 本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる人で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等収入額が80万円以下の人 | 基準額×0.90 | 56,700円 |
| 第5段階 | 本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる人で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等収入額が80万円を超える人 | 基準額×1.00 | 63,000円 |
| 第6段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 125万円以下の人 | 基準額×1.08 | 68,040円 |
| 第7段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 125万円を超え200万円未満の人 | 基準額×1.25 | 78,750円 |
| 第8段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 200万円以上300万円未満の人 | 基準額×1.50 | 94,500円 |
| 第9段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 300万円以上400万円未満の人 | 基準額×1.60 | 100,800円 |
| 第10段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 400万円以上500万円未満の人 | 基準額×1.80 | 113,400円 |
| 第11段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 500万円以上600万円未満の人 | 基準額×2.00 | 126,000円 |
| 第12段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 600万円以上700万円未満の人 | 基準額×2.20 | 138,600円 |
| 第13段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 700万円以上800万円未満の人 | 基準額×2.30 | 144,900円 |
| 第14段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 800万円以上900万円未満の人 | 基準額×2.35 | 148,050円 |
| 第15段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 900万円以上1000万円未満の人 | 基準額×2.40 | 151,200円 |
| 第16段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 1000万円以上の人 | 基準額×2.45 | 154,350円 |

※公費による低所得者の介護保険料の軽減強化により、第1段階・第2段階の負担割合を軽減して おります。

■「老齢福祉年金」とは、明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた人、または大正5年(1916) 年) 4月1日以前に生まれた人で一定の要件を満たしている人が受けている年金です。

2 「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異 なります)を控除した金額のことで、平成30年(2018年)4月以降は、さらに「長期譲渡所得お よび短期譲渡所得に係る特別控除額」と「公的年金等に係る雑所得(第1~5段階のみ)」を控 除した額となります。ただし、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

「公的年金等収入額」とは、国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入の ことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等は含まれません。

または税務課で受け付けし

申込書がない場合あり)、 機関(市外の金融機関には

口座振替は市税取扱金融

ています。

市税・国民健康保険料の納期は 税(料)目により異なります

| ■巾祝・国氏健康保険科の | 利外共力 | |
|--------------|---------------|--|
| 市・府民税(普通徴収分) | 6月·8月·10月·12月 | |
| 固定資産税・都市計画税 | 5月・7月・9月・11月 | |
| 軽自動車税 | 6月 | |
| 国民健康保険料 | 6月~翌年3月の各月 | |
| 国氏健康体例行 | 0万。至十3万004万 | |

※納期月の末日が金融機関の休業日にあたる場合 翌営業日が納期限となります。

間税務課収納係(☎983 2481

へご相談ください。 納期限までに税務課収納係 通知書が届いてから第1期 納付が困難な場合は、納税 かあります。 機構でご相談いただく場合 ※内容により、京都地方税 などにより、納期限までに 災害や病気・けが、失業

納付が困難なときは

は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供する貴重な財源です。市税等は金融機関やコンビニなどで納付できますので、期限内に納付してください(取扱金融機関やコンビニなどが書の裏面に記載しています)。 期限内に納付がない場合は督促状を送付し、京都市を除く)で組織する広域連合「京都地方税機構」に徴収事務を移管します。 ※ゆうちょ銀行の口座振替 申し込みください。 直接、ゆうちょ銀行へ

きをした場合は、納期が8 振替します。 民健康保険料第3期分から 月の市府民税第2期分、国 7月15日 (水) までに手続 健康保険料第2期分から、 都市計画税第2期分、国民 納期が7月の固定資産税・ でに手続きをした場合は、 なお、6月15日 (月) ま

国民健康保険料 便利な口座振替の利用を

納期内に 納めましょう